

■受け入れ拡大の新方針

二〇〇五年春、法務省は「第三次出入国管理基本計画」を作成し、専門的・技術的分野以外での外国人労働者の受け入れ拡大について着実に検討していくことを明らかにした。少子化の進行にともなう人口減少社会への対応策である。

厚生労働省の調査によると、日本で働く外国人労働者は一九九〇年で二六万人、二〇〇〇年で七〇万九〇〇〇人、〇二年で七六万四〇〇〇人と急増しており、現在では八〇万人に達しているといわれるが、法務省の新方針は、このような傾向に拍車をかけるだろう。

経済界はこれを歓迎し、日本経済団体連合会（日本経団連）の立花宏専務理事は、外国人が持つ異質な活力を吸収し、日本経済を活性化していきたい。単に人口減少を外国人で穴埋めするということではない」と語っている（読売新聞〇五年五月一〇日付）。

■医療・介護分野での規制緩和

〇五年には、医療やそれに隣接する分野における外国人労働力導入への規制緩和も目立った。法務省は、日本の国家資格を持つ外国人医師、看護師の就労年数制限を撤廃する方針を固めた。従来は、外国人が日本の医科大学などを卒業して国家試験に合格しても、医師（歯科医師）で六年、看護師で四年、しかも研修目的での就労しか認められなかったが、この規制がなくなる。

さらに、岩手県では、診療経験や日本語の会話能力などが一定の基準に達している外国人医師が日本の医療機関で研修できる制度（臨床研修制度）を利用して、中国東北部瀋陽市の中国医科大学から岩手医大に小児科、産婦人科の医師を受け入れることにした。僻地での医師不足解消をねらったものである。

また、日本政府はフィリピンとのFTA（自由貿易協定）で看護師、介護士の受け入れを決めた。フィリピン人看護師は中東や欧米各国で三〇万人も働いており、日本の対応は遅きに失したとの声もある。

しかし、色平哲郎・長野県南相木村診療所

長は、いま日本に必要なのはフィリピンから看護師を受け入れることではなく、日本人の若者たちに医療・介護・福祉にたずさわることの大切さを真剣に教えることだと言う。さらに、色平氏は、フィリピン国内での幼児死亡率の高さ（日本の一〇倍）、結核患者の多さ（六〇万人）などを考えれば、フィリピン人看護師たちの国外流出は、同国の劣悪な医療環境の放置につながることも警告している（読売新聞〇五年八月一八日付）。

■外国人児童生徒の不就学問題

外国人労働者の増加にともなう、その子供たちの教育に様々な問題があらわれた。

文科省の調べでは、〇三年五月一日現在で就学年齢の在日外国人の子供は約六万二〇〇〇人と推定される。そして、外国人の多い東海・関東などの一四市町の調査によると、その約四分の一が学校に行っていない。

不就学児童・生徒の市町別割合は表の通りである。豊田市が突出して低いのは、市とNPO法人などがおこなう諸サービスが効果的に機能しているためと思われる。市内二四〇のメーカーなどで働く、主として日系人労働者の多くが市北部の保見団地に集まって住んでいるため、行政サービスなどが行き届きやすいという好条件も影響しているようだ。日本語が不自由な子供たちのための「言葉の教室」も、同地区の小学校に併設されている。

外国人には就学義務はないが、日本も批准している「子どもの権利条約」は、二八条で、すべての子供は教育の機会を与えられなければならないことを明確に規定している。

このような事態への対応の一環として、文科省は外国人児童・生徒の日本語指導体制の強化をはかることにした。もちろん日本語能力が十分な児童・生徒も多いが、それでも日本語指導が必要な外国人児童・生徒数は一九九六七八人、対象児童・生徒がいる公立学校は五三六校にのぼる（〇四年九月現在。ちなみに子供たちの母国語はポルトガル語三五・七％、中国語二三・三％、スペイン語一五％、タガログ語九・一％）。

日本の学校で学ぶ場合、日本語能力の欠如はいじめ、不登校にもつながりかねない。それらが、ひいては差別や犯罪といった重い問題を引き起こす可能性がある。

◆外国人不就学の状況

都市名	就学年齢者数	不就学者数	率(%)
静岡県	浜松市	1556	325 20.9
	磐田市	270	61 22.6
	湖西市	169	58 34.3
	富士市	274	83 30.3
愛知県	豊橋市	1100	206 18.7
	豊田市	819	75 9.1
岐阜県	大垣市	364	152 41.8
	可児市	258	93 36.0
	岐阜市	238	54 22.7
三重県	四日市市	461	78 16.9
	鈴鹿市	497	280 56.3
群馬県	太田市	502	178 35.5
	大泉町	646	224 34.7
長野県	飯田市	195	46 23.6

※02年度 外国人集住都市東京会議の報告から→湖西市、大垣市は外国人学校在籍者含む
(朝日新聞2004年9月26日付より)

問題をひきおこす。これは、外国人労働者の子供のみならず、中国残留孤児二世・三世などにも共通する現象だが、地域社会、あるいは親が雇用されている大企業の協力を得ながら早急に取り組むことが必要との声が高い。

■「芸能人」受け入れ制限の背景

〇五年初め、政府はフィリピンからの「芸能人」受け入れを大幅に制限する方針を決めた。「芸能人」たちは六カ月間有効の興行ビザで日本に入国するが、同じビザは①一年以上の芸歴、②教育機関で芸能の専門科目を二年以上専攻、③各国政府などが認定した資格保有、のいずれかの条件を満たしていれば取得できた。ところが③が削除されたのである。

日本政府は、フィリピン政府が「芸能人」として無縁の女性が大量来日、芸能以外の分野で働いていると判断したのだ。フィリピン側は猛反発し、アロヨ大統領は国際会議で同席した小泉首相に緩和措置を要求、また、芸能人団体は日本大使館にデモをかけた。

日本には約三〇万人のフィリピン人がいるが、その大半が女性で、多くは芸能ビザで入国しながら、水商売の店でホステスなどとして働いている。彼女たちが本国に仕送りする金は年間二億六〇〇〇万ドルにのぼり、これはフィリピンのGDP（国内総生産）の〇・

三％に相当するから、フィリピンが国民あげて抗議したのも無理はない。

しかし、日本政府の方針転換にも切実な理由があった。米国などから、フィリピン女性の日本への出稼ぎが、「人身売買」だと批判されたのである。要するに「芸能人」として入国させながら、実は売春などを強要するのを黙認しているのではないかということだ。

■新設された人身売買罪

日本政府は興行ビザの見直しのほか、刑法に人身売買罪を新設し、被害者を保護するために、衣食住、カウンセリング、通訳を確保するなどの措置をとることを盛り込んだ「人身取引対策行動計画」を定めた。

さらに〇五年六月、日本政府は豪州とともに東京で、人身売買を防止するための国際会議を主催し、四六カ国・六国際機関の代表を招いた。これらが功を奏したか、米商務省は日本を人身売買に関する監視対象国のリスト（ロシア、中国、インドなどはこれに含まれる）から外した。が、米国フロリダ州立大学人権推進センターのテリー・クナソ所長は、「日本が将来、介護などに外国人労働力を導入するのなら、（人身売買被害者）保護の仕組みを整えないと奴隷労働が野放しになる」と、危惧をもらしている（朝日新聞〇五年七月一三日付）。